

## 7・1 人材確保

### 7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォース(TF)、および、人材確保 TF 内航ワーキンググループ(WG)は、船員教育機関(大学、高専、海技教育機構)等と連携し、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた概略以下の広報活動等を行った。

#### 【主な活動】

##### 1. 商船系大学関係

###### (1) 学生向け講演会

###### ・東京海洋大学

2024 年 7 月 5 日、東京海洋大学海洋工学部海洋電子機械工学科 2 年生向けに、同年 8 月 29 日には同 1 年生向けに講演会を開催した。また、2024 年 12 月 4 日には同大学海事システム工学科の 1・2 年生向けに講演会を開催した。会員船社および当協会より派遣した海技者が海運業の概要等を説明し、学生との質疑応答を実施した。

###### ・神戸大学

2024 年 6 月 14 日、神戸大学海洋政策科学部の 1～4 年生向けに講演会を開催した。当日は当協会より派遣した海技者が海運業の概要等を説明し、学生との質疑応答を実施した。

###### ・東海大学

東海大学海洋学部海洋理工学科航海学専攻 2 年生を主対象に秋学期に開講された「船舶運航概論」にて寄付講座を担当した。講座は対面にて行われ、会員会社、関係協会等の協力のもと、計 10 回の講座を受け持った。

###### (2) オープンキャンパスへの協力

###### ・東京海洋大学

2024 年 7 月 28 日、東京海洋大学海洋工学部(越中島キャンパス)講堂にて当協会より派遣した海技者が海事産業や船員の仕事の紹介、大学進学後のキャリアプランについて説明、その後質疑応答を行った。また、日本船長協会協力のもと参加者を対象としたオンデマンド方式により、一定期間視聴可能な動画を配信、外航海運や船員の生活などについて紹介した。

###### ・神戸大学

2024 年 8 月 8 日、神戸大学海洋政策科学部(深江キャンパス)にて会員船社、および、当協会より派遣した海技者が海事産業や船員の仕事を紹介し、大学進学後のキャリアプランについて説明した後、質疑応答を行った。

### (3) 大学教授との情報交換会の実施

東京海洋大学および神戸大学の教授の方々との定期的な意見交換を実施した。学生の船員志望割合の減少や特に機関士不足の課題に関する原因分析と改善策検討、国土交通省主催の「海技人材の確保のあり方に関する検討会」および「海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」の進捗状況等について情報交換を実施した。

## 2. 商船系高専関係

### (1) 5 高専合同進学ガイダンス

2024 年 7 月 27 日に神戸、および、2024 年 8 月 24 日に横浜で中学生とその保護者、教師等を対象とした 5 高専(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)商船学科合同の進学ガイダンスを開催した。

同ガイダンスでは、高専教員による商船学科の概要説明、全日本海員組合の協力のもと高専出身の航海士と機関士による講演、各高専それぞれの学校生活の紹介、および、各高専のブースでの質疑応答等を行った。

実施にあたっては、案内チラシや DM を作成し各地の中学校や関連機関へ告知するとともに、関係機関等ホームページへの記事広告掲載と SNS での告知等の周知活動を行った。

### (2) 高専教育機構の令和 6 年度次世代の海洋人材の育成に関する事業「海事・海洋分野の人材育成事業」への協力

2012 年度に採択された高専 5 カ年事業「海事人材育成プロジェクト」に引き続き「次世代の海洋人材の育成に関する事業」が実施され、当協会も引続き同事業に概要以下の協力を行った。

#### ・海事キャリア教育セミナーへの協力

2024 年 11 月 7 日、弓削商船高専で 1～2 年生を対象とした日本の海運や航海士・機関士の仕事について講演を行った。

#### ・高専運営委員会への参加

令和 6 年度第 1 回運営委員会(2024 年 9 月 18 日)、および、第 2 回運営委員会(2025 年 2 月 3 日)に参加した。

#### ・国立高専機構協議会への参加

2025 年 1 月 31 日、国立高専機構令和 6 年度国立高専における次世代の海洋人材の育成に関する協議会へ参加した。

#### ・「高専教員が産業界の現状を学ぶ FD の推進」への協力

商船系高専教員による乗船実習に協力。5 高専教員各 1 名が内航船社 5 社の船舶に乗船した。

### (3) 商船系高専生を主対象とした「内航海運オンライン合同企業説明会」の実施

2025 年 3 月 25 日、商船系 5 高専生・海上技術学校・海上技術短期大学校等の海事教育機関の学生を主対象に内航船社を紹介するイベントとして「内航海運オンライン合同企業説明会」

をLIVE配信にて実施し、当日の様様を視聴できるアーカイブ配信も2025年12月末まで特設サイトで公開している。本年も配信開始から終了まで多数の視聴があり、WEB配信のため全国各地から多くの視聴者が視聴し、学生等へ内航船社について学ぶ機会を提供した。

### 3. 海技教育機構関係

#### (1)海技教育機構各校と内航船社の情報交換会

2024年6月19日、オンライン形式で実施。海技教育機構本部、館山、口之津および唐津の海上技術学校、小樽、宮古、清水、波方および唐津の海上技術短期大学校、海技大学校から8校の教員と当協会の内航船社16社から26名を含む総勢39名が参加した。「船員という職業のアピールポイント」、「女性や年齢の高い学生の採用」、「早期離職者の割合」等について、忌憚のない意見交換を行った。

#### (2)WEB練習船視察会に関する意見交換会

海技教育機構協力が2024年11月にYouTube動画配信にてWEB練習船視察会を実施し、当協会と会員労政関係者が参加した。2024年11月27日には練習船視察会に関するWEB意見交換会が開催となり、邦船社と海技教育機構との間で練習船の教育に関わる意見交換が行われた。

#### (3)海技教育機構の委員会等への参画

海技教育機構の内部評価委員会、研究発表外部評価委員会、契約監視員会、および、船員スキル定量化検討委員会などに参画し、同機構の活動に協力した。

### 4. その他

#### (1)NPO 法人カカオの木主催「海の日」イベントへの協力等

2024年7月15日、NPO法人カカオの木が主催する「海の日」イベントに協力した。関東近辺の児童養護施設の小学生～高校生、および、同施設職員約40人を対象に、日本船員雇用促進センター(SECOJ)や日本内航海運組合総連合会(内航総連)等、各関係団体協力のもと、船員の魅力などを伝えるために今年度初めて開催したイベントとなる。当日、当協会も海技者を派遣し海運の重要性等を説明し、参加者との質疑応答を実施した。

また、上記イベントとは別に、当協会は内航総連・SECOJと共に関係省庁ご支援のもと、児童養護施設の職員向けに、将来の職業選択の1つとして子供達に海運業界への道も提示してもらうように、全国各地で説明会を開催すべく協議を複数回行った。

#### (2)海洋文化都市くれ海博 2024に参加

当協会は広島県呉市が主催する「くれ海博」に参加、海事PRブースへ出展するとともに当協会より派遣した海技者が海運の重要性等を説明し、参加者との質疑応答を行った。

#### (3)内航船員紹介ポスター「先輩たちはいま！」の作成・配布

同ポスターは、卒業後に内航船社で活躍する若手船員を紹介し、学生に業界情報を伝えることを目的としている。今回第7弾が2025年1月に完成し、海技教育機構各校と練習船、および、

商船系 5 高専等の教育機関や海事関連団体へ配布した。

#### (4) 船員養成機関等を紹介するチラシ作成・配布

同チラシは全国にある船員養成機関等を 1 つの資料に纏め、今後船員を目指す学生・社会人向けに関係教育機関の紹介を目的としている。2025 年 2 月に完成し、関係機関へ数千枚単位で配布を行った。

#### (5) 九州地区にて人材確保・育成に関する懇談会の実施

2024 年 7 月 5 日(金)に当協会(内航委員会)と九州地区船員対策連絡協議会(会長:宗田銀也 旭海運有限会社 代表取締役社長)の共催で「人材確保・育成に関する懇談会」を開催した。参加船員教育機関と内航海運事業者が若年船員の確保・育成に向けた率直な意見交換を行った。

#### (6) 海洋教育フォーラムに参加

2024 年 12 月 14 日に日本船舶海洋工学会海洋教育推進委員会が主催する同フォーラムが開催され、小学生から一般の人までを対象とした海洋教育の啓発活動に協力した。当日は当協会より派遣した海技者が海運業の概要等を説明し、他の講演者と共にパネルディスカッションにも参加した。

### 7・1・2 外国人船員に対する承認試験制度への対応

#### 1. 船舶職員実務能力確認

当協会は実務能力確認制度の対象国拡大のため国交省への働きかけを継続している。次の対象国の候補はロシアとなっているが、紛争等の影響で手続きが進まなかった。ロシアの承認手続き作業を開始して 5 年が経過し、紛争等の影響があるものの、認定する方向で国交省海事局と調整を継続している。

#### 2. 機関承認制度

国土交通省海事局は、認定から 5 年を目途に機関承認校の現地調査等を行い、当該教育機関が必要な教育水準を維持していることを確認し、機関承認校の認定を継続することとしている。2024 年 8 月にはフィリピンの MMMA の新規認定審査、および、C-E-C の継続審査を実施し、結果、両校の新規認定と認定継続が認められた。2025 年度はインド 3 校(TOLANI、MANET、VELS)の継続審査に向けて取り組む。

#### 3. SECOJ による新規無線講習の実施

2024 年度も例年同様、年 8 回の承認試験及び SECOJ 審査計画等を実施した。

SECOJ による無線講習の自営化を図り、2024 年度第 7 回(ムンバイ)、および、第 8 回(マニラ)の新規無線講習が開催され、従来の日本無線協会の講習と同様な修了試験合格率を確保した。2025 年度は、年間 8 回の内の 4 回を SECOJ 開催とする予定で、順次、実施回数を拡大させ安定的な運営を行う。

### 7・1・3 国土交通省海事局主催の検討会、および、退職自衛官の活用

#### 1. 海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会

船員養成の中核を担ってきた海技教育機構(以下、JMETS)は、応募者の減少、学校施設・練習船の老朽化やキャパシティの不足、教員・乗組員の不足、運営費交付金の逡減等の課題に直面している。このため、2026(令和8)年度を期首とする次期中期目標の策定に当たり、当該 JMETS 検討会を開催し、持続可能な船員養成の実現に向け、学識経験者及び関係者の意見を聴取することを目的に「海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」が開催となり、以下の通り4回に亘る検討会が開催となった。

##### 1) 第1回 JMETS 検討会

(2)日時:令和6年6月24日(木)10:30～12:30

##### (2)議事次第

- ① 官房審議官(海事)挨拶
- ② 検討会の開催趣旨
- ③ 海技教育機構の現状と課題
- ④ 意見交換
- ⑤ その他

##### 2) 第2回 JMETS 検討会

(1)日時: 令和6年9月13日(金)15:00～17:00

##### (2)議事次第

- ① 教育機関及び関係団体からのヒアリング(説明)
- ② 意見交換
- ③ その他

##### 3) 第3回 JMETS 検討会

(1)日時:令和6年10月18日(金)13:00～15:00

##### (2)議事次第

- ① 論点整理
- ② 意見交換

##### (3)議事概要

##### 4) 第4回 JMETS 検討会

(1)日時:令和6年12月16日(月)13:00～15:00

##### (2)議事次第

- ① 骨子(案)
- ② その他

第4回 JMETS 検討会において、概略以下の骨子案が取り纏められた。

#### 論点1:海技教育機構(JMETS)と採用船社の役割分担

- ① JMETS は資格取得に必要な知識・技能の習得、船上での集団生活、コミュニケーション能力の向上など、基礎的な教育訓練を強化。自動運航、新エネルギーなどの高度な内

容を含む訓練やより実務に即した訓練は就職後に採用船社で行う。

- ② 基礎的な教育訓練は引き続き実習期間の前半に JMETS 練習船で行い、実習期間の後半は実践的な訓練を社船実習で行うなど、両者の強みを活かした効果・効率的な訓練を行う。(社船実習は希望する学生が受入可能な船社の中から選ぶ仕組み)
- ③ 上記役割分担により、JMETS 練習船の余席を拡大することが可能となり、結果として、多科配乗の改善と質の高い教育環境を創出。
- ④ 国においても必要な制度上の措置等を行う。

#### 論点 2: 学校運営のあり方

- ① 海上技術学校等は、施設の老朽化、教員不足、定員割れが進む中、集約化など、学校運営を見直す。内航未来創造プランも踏まえ、全体として養成規模は維持。
- ② 両用教育は、座学まで両用教育を行い、両方の筆記試験を免除。乗船実習については、学生が航海・機関のいずれかを選択。
- ③ 応募者(特に機関士)の確保に向けて、JMETS と関係者が連携した横断的な広報活動を実施。

#### 論点 3: 練習船隊のあり方

- ① 大型練習船は、老朽化、教官・乗組員不足が進む中、訓練の質を確保するために、帆船を含め1隻程度の大型練習船減船はやむを得ない。
- ② 3 級海技士と 4 級海技士を養成する練習船を分離し、多科配乗の改善などを図るためには、減船しつつも、練習船の代替建造は必要。
- ③ 減船分の実習を補うため、社船実習の拡大、工場実習の活用などを進める。

また、乗船履歴の算入方法や乗船履歴を付与できる練習船トン数基準の見直し、シミュレータ訓練の乗船履歴としての算入、校内練習船の大型化による乗船実習への活用などを検討する。

#### 論点 4: 教員(教官)・乗組員の不足解消

- ① JMETS の教員(教官)・乗組員と大学・高専や内外航事業者の職員との人事交流を拡大するため、JMETS は以下の取組を行う。
  - ・ 教官等の採用要件の見直し
  - ・ 教官等の処遇改善の検討
- ② 卒業生を中心に、幅広い人材からの登用を強化。
- ③ リモート・オンライン授業の拡大など ICT の活用を促進。

#### 論点 5: 財務基盤の安定化

- ① 船員の安定的な養成は大変重要であり、その基幹的な役割を担う JMETS が質の高い船員を養成していく上で、機構の財務基盤の安定化が必要で、関係者が協力して取り組むことが重要。
  - ・ 国は、引き続き、安定的な予算の確保に向けて努力する。
  - ・ JMETS は、上記論点1から4で示された方向性を確実に実施。
  - ・ 学生に負担を求める場合には、学生への支援の拡充などを合わせて検討する。
  - ・ 海運事業者等は財務基盤の安定化のための協力を検討する。

なお、海事局は、財政基盤の安定化を図り、質の高い訓練の維持・充実のためには、

**3 級海技士養成課程**(商船系大学・高専・海技大)の卒業生を採用する海運会社による船員教育充実協力金の**寄付**(25 万円/人×10 年間)と**社船実習の実施**(3 カ月間)が不可欠と考え

ており、引き続き海運会社へ個別に訪問し説明を行う予定。

最終報告は 2025 年 4 月頃に開催となる見込み。

資料リンク:<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001853879.pdf>

## 2. 海技人材の確保のあり方に関する検討会

少子高齢化の進行、幅広い業種において生じている人手不足、今後の内航・外航海運における輸送ニーズの変化等、内航・外航海運をめぐる諸情勢の変化を踏まえた船員と今後の船員養成を担う教官など船員としての素養が必要な海技人材の確保は喫緊の課題であることを踏まえ、今後の海技人材の確保のあり方に関し、官民一体となった幅広い検討を行うことを目的に海事局主催の検討会が開催となった。

2024 年度は以下の通り 7 回に亘る検討会が行われた。

### 1) 第 1 回検討会

(1) 日時:令和 6 年 4 月 26 日(金)16:00～18:00

#### (2) 議事次第

- ① 国土交通省海事局長挨拶
- ② 座長、座長代理の選出
- ③ 海技人材の人材確保・活用に関する現状と課題
- ④ 検討会において議論いただきたい事項
- ⑤ 意見交換
- ⑥ 今後の進め方
- ⑦ その他

### 2) 第 2 回検討会

(1) 日時:令和6年 5 月 24 日(金)15:00～17:00

#### (2) 議事次第

- ① 各海運業界団体委員と有識者からのヒアリング
- ② 意見交換
- ③ 今後の進め方
- ④ その他

### 3) 第 3 回検討会

(1) 日時:令和 6 年 6 月 20 日(木)11:00～12:00

#### (2) 議事次第

- ① 海運業界・有識者からのヒアリングまとめ
- ② 検討の方向性
- ③ 意見交換
- ④ 今後の進め方
- ⑤ その他

### 4) 第 4 回検討会

(1) 日時:令和 6 年 10 月 18 日(金)13:00～15:00

#### (2) 議事次第

- ① 船員養成機関からのヒアリング

② その他

5) 第5回検討会

(1) 日時: 令和6年11月8日(金) 13:00～15:00

(2) 議事次第

- ① 対応策の検討
- ② 意見交換
- ③ 今後の進め方
- ④ その他

6) 第6回検討会

(1) 日時: 令和6年11月29日(金) 15:00～17:00

(2) 議事次第

- ① 対応策の検討
- ② 意見交換
- ③ 今後の進め方
- ④ その他

7) 第7回検討会

(1) 日時: 令和6年12月17日(金) 10:30～12:00

(2) 議事次第

- ① 対応策の検討
- ② 中間とりまとめ案
- ③ 意見交換
- ④ その他

第7回検討会において中間取りまとめが行われ、概略以下の方向性が示された。

**対応策の方向性-1: 海技人材の養成ルートの強化**

- ① 3級(一般大卒)の拡大
- ② 水産高校との連携強化(4級・5級)
- ③ 5級養成の拡大策の検討
- ④ 6級海技士短期養成課程による養成数の拡大
- ⑤ 船員養成機関の連携強化に向けた課題の整理・検討

**対応策の方向性-2: 海技人材確保の間口の拡充**

- ① 船員職業安定制度の見直し
- ② 有料の船員職業紹介事業に関する検討
- ③ 船員の募集情報等提供に関する周知
- ④ 公共職業安定所と地方運輸局等の連携強化
- ⑤ 海のハローワークネットの情報掲載方法の改善
- ⑥ 退職海上自衛官の活用推進

**対応策の方向性-3: 海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化**

- ① 「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」(仮称)の策定
- ② 「船員養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略」(仮称)実施のための体制構築
- ③ 海技免状保有者へのアプローチの強化

**対応策の方向性-4: 海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善**

- ① 快適な海上労働環境形成の促進に資する仕組みの導入
- ② 女性船員の活躍推進のための情報発信の強化

- ③ ハラスメント対策の充実
- ④ 女性特有の健康問題への対応の強化
- ⑤ 育児・介護休業法の見直しへの対応

#### 対応策の方向性-5: 新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成

- ① 新燃料に対応可能な船員教育訓練体制の基本的な考え方の整理
  - ・ 化石燃料をベースとする基礎的な海技士養成の上乗せ部分として行うものとして位置づける
  - ・ 我が国から積極的にIMOに提案を行って審議に貢献することで、国際的な要件とも将来的に整合させるよう取り組む

なお、2025年7月頃に第8回検討が予定されており、最終的な方向性が取り纏められる予定。

資料リンク:<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001854567.pdf>

### 3. 退職自衛官の活用に関する「海運業及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」の締結

国交省海事局の依頼に応じて、退職海上自衛官の再雇用について、国交省、防衛省、および、海運関係3団体(船協、内航総連、日本旅客船協会)と申合せを締結することになった。

近年、自衛隊への入隊者が激減し、必要な自衛隊員を確保できない。一方、自衛隊員の多くは、若年定年制(50代で退職)及び任期制(20～30代で退職)を採っており、退職後の生活基盤確保のため、再就職が必要とされている。このため、防衛省は各省庁と連携し退職後の再就職先を確保することで、自衛隊員の不安解消と魅力の向上を図りたいとしている。自動車運送業等関連団体(全日本トラック協会、日本バス協会など)は既に防衛省/国交省と申合せを締結しており、海事局は海運業関係団体(船協、内航総連、日本旅客船協会)も同様に防衛省との申合せの締結を要望している。また、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」が本年10月より発足し、この中で、国土交通大臣は国土交通省も自衛官の再就職先の拡大に向けて、自動車運送業界と防衛省の「業界団体との申合せ」を他の分野でも新たに行う方向で検討するとしている。船員政策課によれば、防衛省の意図は退職自衛官の再就職をより確かなものにするために包括的な申合せを結ぶものであり、また、仮に申合せに記載の事項で実行できていないものがあつたとしても、防衛省は業界団体へ責任追及等することはないとしている。

なお、再就職の対象者は海上自衛官であり、船員としての再就職が前提で、再就職先は、退職自衛官の取得資格等から、主として内航海運となる見込み。

申合せの概要は以下の通り。

#### 第1 連携強化の促進

国交省、防衛省、および、海運団体は、各団体の地方組織等との間で、以下の第2に掲げる取組について一層の連携強化を促進する。

#### 第2 海運業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組

##### 1 採用に関する広報の積極的な実施

(1) 国交省と海運団体は、海運業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス、海運業に従事している退職自衛官の活躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を行う。

(2) 防衛省は、前号の活動に必要な協力を行う。

## **2 業種説明会等の実施**

(1) 国交省と海運団体は、退職予定自衛官が海運業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、海運業に対する関心を高めるため、防衛省と協力して業種説明会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

(2) 国交省、防衛省、海運団体は、退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

## **3 職業訓練等の充実**

(1) 防衛省は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、海運業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

(2) 国交省は、防衛省が行う前号の検討及び取組について必要な協力を行う。

## **第3 その他**

本申合せは、令和7年4月1日から実施する。

本申合せに定めのない事項又は本申合せの実施に疑義が生じた場合は、国交省、防衛省、海運団体がその都度協議して処理する。

申合せ締結により、今後、以下が生じる見込み。

- ① 退職自衛官の再就職支援と採用に関する広報の実施(船協事務局対応)
- ② 海運業の説明会の開催(船協事務局、および、必要に応じて各社の協力)
- ③ 希望者へのインターンシップや乗船体験・研修などの実施(必要に応じて各社対応)

なお、広報・イベント開催などの具体的な活動や費用負担など協力申合せに記載のない事項は、防衛省、国交省、内航総連、および日本旅客船協会と都度協議する。また、本件の船協窓口は海事人材部とし、防衛省または国交省海事局から協力要請等あれば、海事人材部が対応し、必要に応じて会員会社へ協力をお願いすることになった。

以上